

委員会提出議案第3号

さいたま市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の制定について

さいたま市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例を次のように定める。

平成25年7月5日提出

さいたま市議会保健福祉委員会

委員長 井上伸一

さいたま市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市内で行われる被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業について必要な規制を定めることにより、事業者の業務の適正な運営を確保し、もって事業者の不当な営利行為を防止し、被保護者等の権利利益を擁護するとともに、その自立の支援を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「被保護者等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者及び同法第24条第1項の保護の開始の申請をしている者をいう。

2 この条例において「事業者」とは、被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業を行う者（国及び地方公共団体を除く。）をいう。

3 この条例において「被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業」とは、次に掲げる事業をいう。ただし、法令の規定により、その開始につき行政庁の許可、認可、免許その他の処分（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等をいう。以下同じ。）又は行政庁への届出（同条第7号に規定する届出をいう。以下同じ。）を要するものとされている事業、その設置につき行政庁の許可、認可、免許その他の処分又は行政庁への届出を要するものとされている施設に係る事業及びその実施につき行政庁の許可、認可、免許その他の処分又は行政庁への届出をすることができる事業であって、規則で定めるものを除く。

- (1) 一の住宅、宿泊所その他の人の居住の用に供する施設（市内に所在するものに限る。以下「住居等」という。）の全部又は一部を2人以上の被保護者等のために貸し付け、又は利用させるサービス（以下「住居等サービス」という。）を提供するとともに、併せて当該被保護者等に対して次に掲げるサービスのいずれか又は全てを提供する事業をいう。
 - ア 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与、飲食料品（その原料又は材料として使用されるものを含む。以下同じ。）の提供、洗濯、掃除等の家事に関するサービスの提供その他の日常生活上必要なサービスであって1月を超えて継続的に提供するもの（以下「生活サービス」という。）
 - イ 生活保護法の規定により保護として給与し、若しくは貸与される金銭又は当該金銭が払い込まれる預金若しくは貯金（以下「預貯金」という。）の口座に係る預貯金通帳等（当該預貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード又は当該預貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預貯金の引出し又は払込みに必要なものとして規則で定めるものをいう。第4条第1項第3号エ及びオにおいて「金銭等」という。）の管理を行うサービス（以下「金銭等管理サービス」という。）
 - (2) 事業者が自ら住居等サービスを提供するとともに、併せて当該住居等サービスの提供を受ける被保護者等に対して当該事業者がその指定する者をして生活サービス又は金銭等管理サービスを提供させる事業
 - (3) 事業者が自ら生活サービス又は金銭等管理サービスを提供するとともに、併せて当該生活サービス又は金銭等管理サービスの提供を受ける被保護者等に対して当該事業者がその指定する者をして住居等サービスを提供させる事業
 - (4) 事業者がその指定する者をして被保護者等に対して住居等サービスを提供させ、及び生活サービス又は金銭等管理サービスを提供させる事業
 - (5) 前3号の規定により指定を受けた者が、被保護者等に対して住居等サービス及び生活サービス又は金銭等管理サービスを提供する事業
- 4 この条例において「住居等サービスに関する契約」とは、事業者と被保護者等との間で締結される被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業に係る契約であって、当該事業者が有償で住居等サービスを提供することを約するものをいう。

5 この条例において「生活サービスに関する契約」とは、事業者と被保護者等との間で締結される被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業に係る契約であって、当該事業者が有償で生活サービスを提供することを約するものをいう。

6 この条例において「金銭等管理サービスに関する契約」とは、事業者と被保護者等との間で締結される被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業に係る契約であって、当該事業者が金銭等管理サービスを提供することを約するものをいう。

(被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の届出)

第3条 事業者（被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業を営む事業者の指定する者として前条第3項第5号に規定する事業を行う者を除く。以下この条において同じ。）は、被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業を開始したときは、当該開始の日から1月以内に、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- (2) 提供する住居等サービスに係る住居等の名称及び所在地
- (3) 事業の内容
- (4) 定款その他の基本約款
- (5) 事業者がその指定する者をして被保護者等に対して住居等サービス、生活サービス又は金銭等管理サービスを提供させる場合にあっては、その指定する者に係る第1号から第3号までに掲げる事項

2 事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、当該変更の日から1月以内に、その旨を市長に届け出なければならない。被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業を廃止したときも、同様とする。

(契約締結前の重要事項の説明)

第4条 事業者は、住居等サービスに関する契約、生活サービスに関する契約又は金銭等管理サービスに関する契約を締結しようとするときは、当該契約を締結するまでに、その相手方となろうとする被保護者等に対し、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める事項を明らかにし、当該契約の内容を説明する書面を交付して説明しなければならない。

- (1) 住居等サービスに関する契約 提供しようとする住居等サービスに係る事項で、

次に掲げるもの

- ア 事業者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- イ 提供する期間
- ウ 住居等の名称及び所在地
- エ 住居等（住居等の居室を貸し付け、又は利用させようとする場合にあっては、当該居室。オにおいて同じ。）の床面積
- オ 貸し付け、又は利用させようとする住居等に台所、便所、洗面設備、浴室等の多数人で共用に供する部分（廊下及び階段の用に供する部分を除く。）があるときは、当該共用の用に供する部分に関する事項
- カ 賃料、敷金、共益費、管理費その他の住居等サービスの提供を受ける被保護者等が支払うこととなる金銭の額
- キ 契約の更新及び解除に関する事項

(2) 生活サービスに関する契約 提供しようとする生活サービスに係る事項で、次に掲げるもの

- ア 事業者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- イ 提供する期間
- ウ 内容及びその対価の額
- エ 契約の解除に関する事項

(3) 金銭等管理サービスに関する契約 提供しようとする金銭等管理サービスに係る事項で、次に掲げるもの

- ア 事業者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- イ 提供する期間
- ウ 有償で金銭等管理サービスを提供する場合にあっては、その対価の額
- エ 金銭等の管理の方法
- オ 金銭等の管理の状況についての被保護者等への報告の方法及び時期
- カ 契約の解除に関する事項

2 事業者は、前項の書面を交付するときは、当該書面に署名又は記名押印（事業者のために契約内容の説明を行う任に当たる者が同項の規定による説明を行ったときは、当該説明を行った者の署名又は記名押印を含む。）をしなければならない。

(契約締結時の書面の交付)

第5条 事業者は、住居等サービスに関する契約、生活サービスに関する契約又は金銭等管理サービスに関する契約を締結したときは、遅滞なく、次に掲げる事項についてその契約の内容を明らかにする書面を作成して署名し、又は記名押印し、その相手方である被保護者等に交付しなければならない。

- (1) 前条第1項各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める事項
- (2) 契約を締結した年月日
- (3) 住居等サービス、生活サービス又は金銭等管理サービスに関する苦情を受け付けるための窓口

(契約事項)

第6条 事業者は、住居等サービスに関する契約、生活サービスに関する契約又は金銭等管理サービスに関する契約の締結に際しては、提供するサービスの内容、対価の額等のほか、必要な事項として次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 契約の期間
 - (2) 被保護者等が住居等サービスに関する契約を解除することについて予告をしたときは、1月以内で当該契約を解除することができる旨
 - (3) 事業者が正当な事由があると認められる場合に住居等サービスに関する契約、生活サービスに関する契約又は金銭等管理サービスに関する契約を解除しようとするときは、少なくとも6月（当該契約の期間が6月に満たない場合にあっては、あらかじめ当該契約の当事者間で約定した期間。第17条第1項第2号において同じ。）前までにその予告をしなければならない旨
 - (4) 被保護者等が生活サービスに関する契約又は金銭等管理サービスに関する契約の解除の申入れをしたときは、直ちに当該申入れに係る契約を解除することができる旨
- 2 前項第3号に掲げる事項の定めは、被保護者等の失踪その他やむを得ない事情があるときは、当該定めに係る期間前までに予告をすることなく当該契約を解除することができる旨の定めをすることを妨げるものではない。
- 3 事業者は、住居等サービスに関する契約、生活サービスに関する契約又は金銭等管理サービスに関する契約の締結に際しては、次に掲げる事項を内容とする定めを

してはならない。

- (1) 1年を超える契約期間を定めること。
- (2) 被保護者等が事業者と締結した生活サービスに関する契約又は金銭等管理サービスに関する契約を解除することを理由として、当該事業者が住居等サービスに関する契約を解除すること。
- (3) 被保護者等がその責めに帰することができない事由により住居等サービスに関する契約、生活サービスに関する契約又は金銭等管理サービスに関する契約を解除した場合において、当該被保護者等に当該契約の解除に伴う違約金を支払わせること。

(契約書の写しの提出等)

第7条 住居等サービスに関する契約を被保護者等と締結する者が、同一の被保護者等と生活サービスに関する契約又は金銭等管理サービスに関する契約を締結し、又は更新（契約の更新とみなされ、又は契約の更新と推定される場合を含む。以下この条及び附則第3項において同じ。）したときは、当該契約の締結又は更新の日から1月以内に、当該契約の契約書の写し又は契約の内容を記載した書面を市長に提出しなければならない。生活サービスに関する契約又は金銭等管理サービスに関する契約を被保護者等と締結する者が同一の被保護者等と住居等サービスに関する契約を締結し、又は更新したときも、同様とする。

- 2 前項の規定により契約書の写し等を提出した事業者は、当該提出に係る契約を解除したときは、遅滞なく、書面によりその旨を市長に届け出なければならない。

(住居等の居室の利用世帯等)

第8条 事業者は、住居等サービスを提供する場合で、住居等の居室を単位として被保護者等に貸し付け、又は利用させるときは、当該居室を同時に2以上の世帯（生活保護法第10条に規定する世帯をいう。以下同じ。）に貸し付け、又は利用させてはならない。ただし、被保護者等において単独の世帯で住居等サービスの提供を受けないことにつき特別の事情があるときは、この限りでない。

- 2 事業者は、住居等サービスとして提供する住居等における被保護者等1人当たりの居住のための居室の専用部分（収納設備及び台所、食堂、集会室等の多数人で共用に供する部分を除く。）について、床面積を4.5平方メートル以上かつ空間の

容積を9.45立方メートル以上とするよう努めなければならない。

3 事業者は、住居等サービスを提供する場合で、住居等の居室を単位として被保護者等に貸し付け、又は利用させるときは、当該居室と隣接する他の居室、廊下等との境界を壁、板戸等の間仕切りにより明確に区画し、当該被保護者等（その世帯に属する者を含む。）の個人又は世帯の生活の平穩を害することのない環境を確保しなければならない。

（飲食料品の提供）

第9条 事業者は、生活サービスとして被保護者等に飲食料品の提供を行うときは、被保護者等の身体の状態、栄養状態等に配慮した種類及び調理方法によるとともに、適当な熱量及び栄養量が含有されるよう努めなければならない。

（被保護者等が負担する額）

第10条 事業者は、住居等サービスとして住居等を提供することにより被保護者等が支払うこととなる対価の額について、当該被保護者等の生計の状況等を勘案し、近傍同種の住居等の家賃に比して低額となるよう定めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業として被保護者等にサービスを提供することにより被保護者等が支払うこととなる対価の額について、その内容に応じて相当と認められる額を超えて不当に利益を図ることのないように定めなければならない。

3 事業者は、被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の実施に伴い要した光熱水費その他これに類する費用を被保護者等に対して請求するときは、当該費用に相当する額として現に要した額を超えることのないようにしなければならない。

（衛生管理のための措置）

第11条 事業者は、住居等サービス又は生活サービスを提供するときは、被保護者等の使用する施設、飲食器等の機械器具その他の設備又は飲用に供する水について衛生的に管理し、その他衛生上必要な措置を講じなければならない。

（災害予防のための措置）

第12条 事業者は、住居等サービスとして提供する住居等内にある被保護者等の生命、身体及び財産を地震、火災その他の災害から保護し、並びにこれらの災害による被害を軽減するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被保護者等の虐待防止及び自立支援)

第13条 事業者は、被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業を行うに当たっては、被保護者等の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該事業に係るサービスの提供を受ける被保護者等に対する身体的虐待（被保護者等の身体に外傷が生じ、又は生ずるおそれのある暴行を加えることをいう。）、心理的虐待（被保護者等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他被保護者等に著しい心理的外傷を与える言動を行うことをいう。）、経済的虐待（被保護者等の財産を不当に処分することその他当該被保護者等から不当に財産上の利益を得ることをいう。）その他の虐待を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業を行うに当たっては、市が実施する被保護者等の自立の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(指導及び助言)

第14条 市長は、事業者に対し、被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の適正な運営を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

(報告徴収、立入検査等)

第15条 市長は、第3条から第5条まで、第8条（第2項を除く。）及び第13条（第2項を除く。）の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又はその職員に、事業者の事務所、住居等その他の施設に立ち入り、施設、帳簿、書類等を検査させ、関係者に質問させ、その他事業の運営状況を調査させることができる。

2 前項に定めるもののほか、市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、その行う被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の運営状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

3 第1項の規定により立入検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による報告徴収、立入検査、質問等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事業の停止等)

第16条 市長は、被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業を経営する事業者が、その事業に関し不当に利益を図り、又は被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業に係るサービスの提供を受ける被保護者等の処遇につき不当な行為をしたときは、当該事業者に対し、被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業を営営することを制限し、又はその停止を命ずることができる。

2 市長は、事業者（第2条第3項第5号の指定を受けた者が被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業に係る住居等サービス、生活サービス又は金銭等管理サービスを提供する事業を行う場合にあっては、当該指定をした事業者を含む。以下この条において同じ。）が前条第1項の規定による報告の求めに応じず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくはこれらを忌避したときは、当該事業者に対し、被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業を行うことを制限し、又はその停止を命ずることができる。

（勧告及び命令）

第17条 市長は、事業者が第3条から第8条（第2項を除く。）まで及び第13条（第2項を除く。）の規定に違反したとき、第11条若しくは第12条の規定による必要な措置が講じられていないと認めるとき、又は次に掲げる行為をした場合であって被保護者等の自立を阻害するおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、事業開始の届出、住居等サービスに関する契約、生活サービスに関する契約又は金銭等管理サービスに関する契約の内容を明らかにする書面の交付、定めるべき契約事項の遵守、被保護者等に対する虐待の防止その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- (1) 被保護者等が住居等サービスに関する契約の解除を予告してその申入れをしたにもかかわらず、1月以内（当該契約において1月に満たない特別の期間の定めをしたときは、当該定めた期間内）に当該申入れに係る契約を解除しないこと。
- (2) 事業者に正当な事由がなく、又は6月前までに予告することなく住居等サービスに関する契約、生活サービスに関する契約又は金銭等管理サービスに関する契約を解除し、又は契約の解除の申入れをすること。
- (3) 被保護者等が生活サービスに関する契約又は金銭等管理サービスに関する契約

の解除の申入れをしたにもかかわらず、当該申入れに係る契約を解除しないこと。

(4) 被保護者等が生活サービスに関する契約又は金銭等管理サービスに関する契約を解除したことを理由として、被保護者等に対して住居等サービスに関する契約の解除を求めること。

(5) 被保護者等が住居等サービスに関する契約、生活サービスに関する契約又は金銭等管理サービスに関する契約を解除した場合において、被保護者等の責めに帰することができない事由による契約の解除であるにもかかわらず当該被保護者等に対して当該契約の解除に伴う違約金の支払を請求すること。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた事業者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(公表)

第18条 市長は、前条第2項の規定による命令を受けた事業者が正当な事由なく当該命令に従わなかったときは、当該命令に従わなかった事業者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに当該命令の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該命令に従わなかった事業者にその旨を通知するとともに、その者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(適用除外)

第19条 第3条から第5条まで、第13条、第15条（第1項に限る。）及び第16条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第69条第1項の規定による届出をした事業者が同法第2条第3項第8号に規定する事業として市内で行う住居等サービスの提供に係る被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業については、適用しない。

2 第6条の規定は、借地借家法（平成3年法律第90号）が適用される住居等サービスに関する契約については、適用しない。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第21条 第16条の規定による制限又は停止の命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の事業に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又はその人に対しても同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業を行っている者に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業を開始したときは、当該開始の日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。

3 前項に定めるもののほか、この条例の規定は、この条例の施行の日以降に締結され、又は更新される住居等サービスに関する契約、生活サービスに関する契約又は金銭等管理サービスに関する契約について適用する。